

令和5年度 第3回米原市介護保険運営協議会 議事概要

日時：令和5年10月17日（火）
午後7時00分～8時38分
場所：米原市役所本庁舎 会議室3-B、3-C

1. 開 会

事務局：皆さま、こんばんは。本日は令和5年度第3回米原市介護保険運営協議会をご案内させていただきましたところ、公私ともにご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより会議を始めさせていただきます。まず、開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. あいさつ

会 長：皆さま、こんばんは。急に寒くなり、朝晩のこの温度差が体にこたえる季節になってまいりましたが、体の調子はいかがでしょう。今日は、いつもと違う3階の会議室になっています。この会議は来月も再来月も続く予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：本日は15名の委員中12名の委員の皆さまのご出席で、半数以上のご出席をいただいております。米原市介護保険条例施行規則第30条第2項の規定により、過半数の出席をいただいておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、これより会議を始めさせていただきますが、会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

事務局：それでは、これからの会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。
会長、よろしく願いいたします。

3. 協議・報告事項

会 長：それでは次第に基づいて、会議を進めていきたいと思っておりますので、皆さまご協力よろしく願いいたします。では、「(1) 第1章 計画策定に当たって」の説明を事務局よ

りお願いいたします。

(1) 第1章 計画策定に当たって

事務局：〈資料に基づき説明〉

会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございますか。

会長：策定の経緯だけですので、特にならなければ、次の「(2) 第4章 現状・課題と今後の取組」の説明を事務局よりお願いいたします。

(2) 第4章 現状・課題と今後の取組

事務局：〈資料に基づき説明〉

会長：ありがとうございます。今の説明に対して、ご質問やご意見はございますか。計画書の形はそのままですか。これだけ細かい文字が並ぶと、すごく読みにくいかと思いますが、例えば、パーセント(%)をグラフにして載せるということはされませんか。

事務局：今おっしゃられたアンケートの結果については、アンケート調査結果の章を作成しますので、第4章についてはこのままで作成しようと思っています。

会長：これだけ細かい文字が並んでいると読みにくいです。それと、色々な意見を書かれていることは良いことだと思いますが、どれが多数意見で、どれが少数意見かということが分からないので、多い順に書かれている、というような規則性があるのでしょうか。1人の意見でも上に来ていると多くの人が言っているように感じますので、ここの意味が変わってくると思います。そこはもう少し整理された方が良いと思います。

事務局：今のご意見のとおり、例えば、カテゴリごとに分けるほうが分かりやすくなると思いますので、整理したいと思います。

会 長：デジタル化がいくつか挙がっているので、それを項目立てて書いてもらおうと、見やすいかと思えます。

委 員：第4章は「現状・課題と今後の取組」ということになっていますが、協議会で出た色々な意見と今後の取組が、リンクするような書き方になるのかどうかを教えてください。

事 務 局：後ほど説明させていただきますが、柱ごとに基本方針を5つに分けて、その中で現状や意見等を取り込んで、第6章の重点的な取組や第7章の基本的な取組に反映されていくという形になります。

会 長：計画書は見やすくしておかないと読む側も途中でいやになってしまうのではないかと思います。どちらかというところ、この「現状・課題・要望等」の欄は資料編にして、この内容をまとめたものをここに記載していただいた方が分かりやすいという気がします。恐らくまず読むのが大変で、理解するには短時間では無理だと考えられますので、それでは読んでいただけないのではないのでしょうか。ここに書かれている意見などは、何らかの法則性に基づいて書かれているのか、単に拾った順なのかどちらですか。

委 員：特に法則性はなく、柱ごとにアンケートの結果や委員の皆さまからいただいた意見を記載しております。アンケートの結果に関しましては、別に報告書を作成しております。今後、色々なところで説明させていただくに当たり、概要版を作成します。恐らくそういったものの方が分かりやすいという意味合いだと思いますので、検討したいと思います。会長の意見としては、この「現状・課題・要望等」というところは特に必要なくて、現状と課題のうち重点を置くべきところさえ明確に出ていれば、あとは今後の方向性に関する部分さえあれば分かる、ということですか。

会 長：例えば協議会の意見のところも質問形式になっている人や「と思う」として自分の思いを書いている人など、色々なパターンが混じっていますので、その人1人の思いなのか、そう思っている人が多いのかということも分かりません。このあたりを工夫していただく方が見やすくなるかと思えます。

委員：私もこれを読んでいて、アンケート結果にしても取組の現状にしても、実際こういう現状があるのでこういう取組をします、という流れがないと、何のことも分からなくなるのではないかと思います。色々な課題がたくさん書かれていますが、その課題に対しての取組が必要なのではないかと思います。

事務局：今おっしゃっていただきましたのは、「現状・課題・要望等」があつて、次に計画の取組というように書いておりましたが、本来ですと現状・課題があつて、それに対してどうしていくかという項目がもう1つあつて、それから次年度の取組、というようなワンクッションある形の方が、どういう流れでこの取組が出てきたのかということが分かりやすいというご意見かと思ひます。主な意見にはどういふものがあつて、そこから見つけられる実施すべきことについて一段階絞り込みをしたものがあつて、そして次年度計画での取組といった形の方が計画としても分かりやすく、また、先ほどからおっしゃっていただいていますように急に文字が小さくなりますので、読む気力が大きく損なわれると感じました。そういった視点で検討したいと思ひます。

会長：他、ございませんでしょうか。では、次の「(3) 第5章 計画の基本的な考え方」の説明を事務局よりよろしくお願ひいたします。

(3) 第5章 計画の基本的な考え方

事務局：＜資料に基づき説明＞

会長：ありがとうございます。今の説明に対して、ご質問やご意見はございますか。

委員：介護の人材不足など色々と言われていると思ひますが、この93ページの資料によると米原市に関してはマンパワー等も含め、介護サービスの量的なところは将来的に不足することはない、あまり心配はないということで理解して良いでしょうか。

事務局：彦根市などと比べると当然、米原市、長浜市、高島市については、高齢化率が高く介護サービスを利用されている方も多いので、今はどちらかというとな北の方にサービスが集中しているという状況があります。今後どんどん高齢者が減っていき、認定者数も減つ

ていくと、それがどんどん南の方にずれていくというような形になります。現状で言いますとサービスが足りないということはないと思いますが、今後、危惧されることは、生産年齢人口が減ることで介護する人材がいなくなっていくということです。ボランティアポイントの活用など、地域で支え合っていただけるような人材確保等も課題になっていくと思いますし、2040年を見据えた中長期的な人材確保施策というのは重要になってくると考えております。

委員：95ページの「基本方針5 介護保険事業の持続的な運営のために」の「介護が必要になっても」から「人材の確保・育成等に必要な支援策の検討を図ります」という部分は、第8期の計画と全く同じ文章ですので、それだけ重要だと思っています。資料で「保険者機能の強化として地域課題の分析・評価を行い自立支援・重度化防止に取り組みます」となっていて、「また」と続いています。自立支援・重度化防止と、その内容として取り組んでいる介護給付適正化事業を並列して書いていることになるかと思いますが、書きぶりのところはもう少し検討されても良いかと思っています。

事務局：ここは基本方針を書いておりますので、次回以降でこの適正化事業の内容についてはお示しさせていただきます。おっしゃられている自立支援・重度化防止の取組の評価は前回お示ししたとおりです。今まで介護給付の適正化については基本5事業ありましたが、それが3事業に再編されて少し簡略化されます。ただ、この適正化をやっていかないと給付がどんどん増えていってしまいますので、しっかりとした対応が必要になってきます。介護給付費の適正化が一番重要ですが、他に要介護認定の適正化もあります。市では外部委託はあまりせずに、直接認定調査を実施しています。適正化事業については、次回以降お示しする部分で記載させていただきたいと思います。

委員：基本理念の中に「ともにつながり支え合い」とありますが、人をつなげたりつながったりする難しさはすごく良く分かります。基本方針は5つありますが、つながり支え合う仕掛けや取組というものはどこに入ってきますか。つながったりつなげたりする施策は、非常に大事なことだと思います。特に男性はつながるのが非常に不得手で、地域でも困るくらいですが、そういう方をつなぐ仕掛けみたいなものはどこかでできませんか。

事務局：それにつきましては、例えば基本方針1であれば通いの場の充実をしながら地域がつながるといふところであり、基本方針2では色々な他職種の団体がつながっていくといふところだと思いますし、基本方針3ですと地域包括ケア、ここも介護だけではなく障がい等も含めた複合化する課題もつなげていこうといふところになります。また、特に基本方針4については、例えば100ページの表では令和5年度の認知症高齢者数が1,881人、99ページの表では要介護認定者数の総数が2,242人ということで、およそ80%の方が認知症だということになり、地域でしっかりと理解をしてもらわないと認知症の方が住み続けられないということになりますので、チームオレンジや専門職とのつながりが重要になってきます。基本方針それぞれにつながりといふところがあるといふ意味で、基本理念でもつながりといふ言葉を使わせていただいています。

委員：おっしゃるとおりですが、ではつなげるためにどうするのか。こういうことをしてつなげますといふた、何かそういう取組、方法や手段のようなものはどこかに書かれていますか。

事務局：それは、第6章や第7章で書かせていただいております。

事務局：今の「ともにつながり」といふ言葉の取り方ですが、今日の資料の6ページに計画の位置付けを図表1-3という形で載せさせていただいておりますし、以前も説明はさせていただいたかと思いますが、当然この「いきいき高齢者プランまいばら」につきましては米原市の福祉計画の中の1つであり、そこには上位計画になります米原市地域福祉計画があります。そもそも個別の福祉計画とは、今おっしゃっていただきました「ともにつながる」といふ社会的な基盤があつての個別計画、障がいや子どもの計画がありますので、その基盤の上で高齢者施策もやっていくといふ意味合いもあると思っております。第6章や第7章でも高齢福祉の具体的なつながりの施策は展開しておりますが、福祉全体の「ともにつながり支え合い」といふ基盤があつての個別計画として、それぞれ展開していくものだと理解しています。

会長：この章にある推計ですが、2050年まで必要ですか。ちょっと先すぎるという気がします。

事務局：国から2050年までの推計を示されておりますので、記載しております。

委員：基本方針が5つあって、第4章でもこの5つに沿って現状・課題やそれに対する今後の取組が書いてありますが、これの特にどこに力を入れる、といった優先順位はありますか。

事務局：特に優先順位というのはありません。

会長：他、いかがでしょうか。特になければ次に「(4) 第6章 重点的な取組」の説明を事務局よりお願いいたします。

(4) 第6章 重点的な取組

事務局：＜資料に基づき説明＞

会長：ありがとうございました。ご質問やご意見はございますか。101ページの「(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」ですが、これは現在、行われている事業について言われているのでしょうか。それとも一般的なものとして、介護と保健を一体化したいということ言われているのでしょうか。現在行われていることを指しているのであれば、「国民健康保険」と書いてあるのは間違いで、これは県後期高齢者医療広域連合の委託事業になっています。それと、ここで国民健康保険と書くと社会保険加入者の家族には何もないのか、という話になってくるので、この書き方は非常に良くないと思います。

事務局：これは後期高齢者のことです。訂正させていただきます。

会長：一般的な保健事業と介護予防を一体化するという意味であれば、この項の名称を変えておかないと、恐らく誤解を生むと思います。

委員：108ページの「① 湖北地域「福祉の職場説明会」の開催」ですが、同様の事業を米原市以外のところでもやっていますので、この説明会をされるときは、いつも同じだと思

われないよう特徴のあるものを作ってもらいたいと思います。もう1つ、私は介護保険は非常に重要だと思いますが、傍聴者がいないというのは非常に寂しいので、傍聴者として皆さまに来てもらいたいと思います。

会 長：通いの場は自主グループが多いですか、それとも行政が関与しているものが多いですか。

事 務 局：統計を取ったことがないので、どのくらい自主グループがいらっしゃるかということは把握できていません。福祉政策課で把握をしているのは、地域お茶の間創造事業の登録団体と施設利用助成を利用されているグループになります。

会 長：通いの場への積極的な関与と書かれていますが、自主グループでされているところは関与されることをものすごくいやがられますので、そのあたりどう考えられているのかと思います。今後、続けてもらうためには自主グループが多い方がありがたいですが、関与のことを考えると自主グループが多いと関与ができない、ということが生じていますが、そのあたりはどのようにされますか。

事 務 局：今の地域お茶の間創造事業の団体や施設利用助成の利用者に対しても、積極的な関与ではなく、支援という形で関与しております。自主活動の方に対しても阻害するようなものではないと思っておりますので、そういう関与をしていきたいと思っております。

会 長：ただ、ポピュレーションとして関わって介護予防をしたら、こういうことをやってください、という話になってきます。そうするとそれは関与になってきますが、それをいやがられると、書いていることができないという話になります。そのあたりについて、国も通いの場に関与するよう言っていますが、自主グループにしているともう関与してくれるな、というパターンの通いの場も多いので、そのあたりはどうされるかお聞きしたいです。

事 務 局：地域お茶の間創造事業も限界に来ていているという状況があります。10年前に始めたところについては担い手の問題も出てきていますので、例えば取り組みやすいような、こん

な通いの場があるということの紹介をすることで、市が関与しながらも自主グループには
独自でやっていただけるような形を考えています。地域お茶の間創造事業だけでは駄目だ
と思いますので、色々な形での関与をしていきたいと思っております。

会 長：なかなかそれが難しいので考えておいてください、ということです。結論は出ませ
んが、この一体的実施について、通いの場にポピュレーションで関与して介護予防しな
さいというときに入ろうとすると、断られて入れませんでしたというところがたくさん出
てきているので、そのあたり考えておかないと後が困ることがあります。

委 員：地域お茶の間創造事業の活動をしていると、市との関係をよく思います。前は市と
一緒に活動していましたが、今は地域だけが動いているという感じです。市といつもつな
がっているという関係がなくなっている気がして仕方ありません。何かあったときには
気軽に聞いてみるという関係ができあがらないと地域も活性化しない。地域と市が一
緒に動いていくという関係、それをどう作り上げていくかということが一番大きなことだ
ろうと思います。それを何とかして動かしていくような方向性があると良いのではないで
しょうか。お茶の間創造事業に対する価値観もずいぶん変わってきているので、これ
から担い手というものは、ほとんど出てこないのではないのでしょうか。団体と市のつ
ながりを作っていく中で、担い手を作り上げていくような方向性も見えてくる気がし
ます。そのあたりを課題として検討していただければと思います。

事 務 局：一緒にディスカッションすることは難しいと思っております。モデル事業のときは
一緒に活動する機会が多かったと思っておりますが、現在、補助事業になり、団体数
が増える中、ひとつひとつの団体さんに関わるのが難しいと実感しております。た
だ、今年も「地域の居場所づくり情報交換会」を通して社会福祉協議会と地域づ
くりを一緒に進めていきたいと思っておりますので、その中で団体と市で協
議できる場を設けていきたいと思っております。地域お茶の間創造事業は団体
と市が協働で実施するものだと思っておりますので、様々なご意見をいた
だきますようお願いいたします。

委 員：106ページの「② 認知症の人の早期支援」で、相談窓口の周知を推進するとい
うことですが、例えば、家族や友人の様子がおかしいとなったときに、私であれば
地域包括支

援センターに相談に行くことを伝えますが、なかなかどこへ行けばいいかということからは分からないと思います。そういった状況の方は、本当に身近で相談できるのかどうか、大きな心配や不安の中にいらっしゃると思います。もちろんひとり暮らしの方でしたら本人が気づけない、行けないということもありますが、相談窓口の周知の推進はどのようにされますか。

事務局：相談窓口の周知につきまして、まずは地域包括支援センターが窓口になります。そちらの周知につきましては、今年度も行政放送で周知させていただきましたが、今年度は、遠方にいる家族が帰ってくるタイミング等を見計らって実施させていただきました。また、民生委員の集まりでも周知させていただいています。認知症は、どうしてもネガティブなイメージがあり隠したい、誰にも知られたくないということがありますので、そのあたりの啓発も必要になってくると思います。認知症サポーター養成講座では認知症への理解という点と併せて、相談先の周知を行っています。その他に、地域お茶の間創造事業を実施するときに認知症の啓発も一緒にしております。皆さまがどこで情報をキャッチされるかわかりませんので、広く啓発をさせていただきたいと思っています。相談窓口につきましては地域包括支援センター以外に、前回の資料でもお示ししております「ちょっと相談所」があります。地域包括支援センターになかなか連絡しづらいという方に相談先を用意するというもので、介護サービス事業所等で、今年度は市内に19か所設置しております。今後につきましても継続的に周知は必要だと思っておりますので、ご相談やご意見等ございましたら教えていただければと思います。

委員：ちょっと相談所について、デイサービスにあります。デイサービスを利用している方でないとなかなか行けないと思います。例えば80歳以上でも健康な方だと、病院には通っていても、認知症かどうかはご家族も含めて分からないので、デイサービスにちょっと相談所を設置しても、他にその施設に行く理由がなければ、わざわざ行って相談しようということにはならないのではないかと思います。スーパーでのオレンジカフェという形なら、買い物のついでに自分自身の物忘れについて相談されるということもあったので、そういう仕組みでやられるなら分かります。今は特に心配していませんが、年齢的には、いつ認知症になってもおかしくないもので、最初の相談を気軽にできるかという観点でみると、ちょっと相談所で、できることではないと思います。行政放送も家庭によってないと

ころもありますし、一番不安なときに、まず相談に行ける窓口についてどのように周知されているのかと思いました。

事務局：ちょっと相談所につきまして、今ご意見をいただきましたとおり、様々な課題があると認識していますので、今後精査していきたいと思っています。

事務局：認知症を理解してもらおうということについて、相談できる体制が一番大事だと思います。ちょっと相談所は家族や自分でないと行けないというもので、あくまでそこに相談に行ける人が対象になっていますので、早期発見という部分をどう理解してもらうか、というところは、次回の会議でお示しする予定の、基本計画の中で細かい施策を記載していくという形になります。しっかりと理解してもらおうということが大切ですが、ここ数年はコロナの影響でなかなか集いがなくなっていて、出前講座の実施数も大きく減っています。認知症の出前講座は、市や民間を含め色々な場で実施していますので、今後広く周知していきたいと思います。

会長：他、いかがでしょうか。特にないようでしたら、次に「4. その他」として事務局から何かございますか。

4. その他

事務局：特にありません。

会長：ありがとうございました。以上で、本日の議事はすべて終わりましたので、これで終了したいと思います。皆さまご苦勞様でした。後は事務局にお願いいたします。

5. 閉 会

事務局：会長、進行ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、くらし支援部長よりご挨拶を申し上げます。

くらし支援部長：委員の皆さまにおかれましては、長い時間、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。さて、本年度の介護保険運営協議会も、本日で3回目を終え

ました。これまでの議論で「いきいき高齢者プランまいばら」の第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の骨子案を検討いただきましたが、今後の会議におきましては、いよいよ介護保険料の見直し・検討に入ることになります。1回目の本会議の挨拶で、市長が、どのように保険料を決定していくことが公平で、そして皆さまに受け止めてもらえるか、許容してもらえるか、そういうことを含めて本当に厳しい判断を迫られていると申し添えました。これは事務局側も同様な思いをしておりますので、介護保険料の見直しに当たりましては、委員の皆さまにも厳しく難しい判断をお願いすることになろうかと思っております。結びとなりますが、皆さまには引き続きそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、熱心で建設的な議論の末の、厳しく難しい判断にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ですが閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

事務局：次回の予定といたしまして、11月下旬に開催を予定しております。またご案内させていただきますので、ご出席よろしく申し上げます。

以上